

浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、浜松市内を営業区域として届け出ているタクシー事業者及び当該事業者のために車両を貸与する事業者(以下「補助対象事業者」という。)に対してユニバーサルデザインタクシー(以下「UDタクシー」という。)車両の一部を国と協調して市が補助することにより、UDタクシー車両の普及促進を図り、もって高齢者・障がい者・訪日外国人などのタクシー利用環境の改善を図る。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱(平成28年2月29日付け観産第690号)、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号)又は観光振興事業費補助金交付要綱(平成30年3月28日付け国総支第61号、国鉄総第324号、国自旅第293号、国海内第186号、国港総第596号、国空事第1071号、国空業第164号及び観参第293号)及び規則による。

2 この要綱において補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)とは、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成24年3月28日付け国自旅第192号)に基づき国土交通大臣が認定したUDタクシーを導入するものをいう。

(補助対象事業等)

第4条 市長が補助金交付の対象として認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業、補助金額については、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 この要綱における補助対象経費は、補助対象事業者が当該運送事業を行う上で使用するUDタクシー車両本体の購入費とする。ただし、購入費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、規則第4条第1項の規定により浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付申請書(第1号様式)及び添付資料を別表に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、規則第7条第1項の規定により浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付(変更)決定通知書(第2号様式)を補助金の交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、規則第9条第2項の規定によりその旨を記した浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金不交付決定通知書(第3号様式)を補助金の交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 補助対象事業者は、市税を完納していなければならない。

2 補助事業により取得したUDタクシー車両については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。

3 市長の承認を受けてUDタクシー車両を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

4 市長は前項以外に、各年度の補助事業の内容等を考慮し、必要な条件を定めることができる。

(変更の中止・承認申請)

第9条 7条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の目的、費用総額などの軽微な変更である場合を除き、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金変更等申請書(第4号様式)及び変更に係る添付書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助対象事業を中止する場合は、速やかに浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金変更等申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更の承認又は差戻し)

第10条 市長は前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の内容を変更することが適当であると認めるときは、浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付(変更)決定通知書(第2号様式)により交付決定者に通知するものとし、適当でないと判断した時は、浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金変更(差戻し)通知書(第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、規則第13条の規定により補助事業完了の日から1ヵ月が経過する日又は補助対象事業完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金実績報告書(第6号様式)を

市長に提出し、事業の報告をしなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の内容に適合すると認めるときは、規則第14条の規定により浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付確定通知書(第7号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金支払いの請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金交付確定通知書を受領したときは、受領した日から起算して10日を経過した日までに浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年度から平成31年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行し、平成29年度から平成31年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成31年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表（第4条、第6条関係）

補助対象事業		補助金額	交付申請書 提出期日
補助対象事業者	補助対象経費		
一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定事業者を除く)において、浜松市内を営業区域として届け出ている事業者及び当該事業者のために当該事業の用に供する車両を貸与する浜松市内を本社、もしくは営業所を持つ事業者とする。	新規のユニバーサルデザインタクシー導入に要する経費とする。(中古車及び市の他補助金を重複して交付するものを除く。また、事業者が車両を借用する場合は、契約期間を最低5年とする)	車両1台あたりの補助金額は60万円を限度とする。ただし、当該年度における本市の予算に応じて、市長が必要と認める額を減額する。	事業実施の1ヶ月前

(注)

- 1 補助額に端数が出た場合は千円未満切捨てとする。

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において、浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 交付申請額 円
(補助金所要額) - (補助金に係る消費税仕入控除税額等) = (補助金額)

2 事業の概要

- (1) 目的
- (2) 事業の区分
- (3) 補助事業に要する経費の額
- (4) 開始予定年月日
- (5) 完了予定年月日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙 - 1）
- (2) 収支予算書（別紙 - 2）
- (3) 市税納付・納入確認同意書（別紙 - 3）
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 見積書の写し
- (6) 国の交付決定通知書の写し
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（別紙 - 4）
- (8) その他必要と認める書類

別紙 - 1 (第6条、第9条、第11条関係)

事業計画書(事業報告書)

事業名		合計
事業の区分		
規格及び型式		
数量		
事業費 A		
上記のうち消費税仕入控除税額等 B		
補助金所要額算出の基礎		
補助金所要額 C		
うち補助金に係る消費税仕入控除額等 (B×C/A) D		
補助金額 (C - D)		
備考		

(注) 変更事業計画の場合は、事業前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

別紙 - 2 (第6条、第9条、第11条関係)

収支予算書(収支決算書)

1 収入の部

区分		予算額	(決算額)	備考
補助金	国			
	県			
	市			
	その他			
	計			
自己資金				
その他				
合計				

2 支出の部

区分	予算額	(決算額)	備考
合計			

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

別紙 - 3 (第 6 条関係)

市税納付・納入確認同意書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い 課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第2号様式（第7条関係、第10条関係）

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付（変更）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、浜松市補助金交付規則第7条第1項の規定に基づき通知します。

記

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

（交付の条件）

- 1．浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17条。以下、「規則」という。）及び浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に従わなければならない。
- 2．補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、補助金変更等申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3．補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
- 4．補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

- 5．規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 6．補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 7．補助対象事業により取得又は効用の増加した財産等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運営を図るとともに、市長の許可無く補助金交付目的以外の使用・譲渡・交換・貸付又は担保等にしないこと。
- 8．補助対象事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

第3号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金について下記のとおり不交付決定しましたので、浜松市補助金交付規則第7条第1項の規定に基づき通知します。

記

（理由）

令和 年 月 日

（あて先） 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金変更等申請書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定通知を受けた令和 年度浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金について、申請内容を下記のとおり（変更・中止）したいので、申請します。

記

1 申請内容の変更

	変 更 事 項
変 更 前	
変 更 後	

2 補助対象事業の変更又は中止の理由
（理 由）

3 添付書類（変更しないものは除く）

- (1) 事業計画書（別紙 - 1）
- (2) 収支予算書（別紙 - 2）
- (3) その他必要と認める書類

第5号様式(第10条関係)

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金変更(差戻し)通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので、浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金要綱第10条に基づき、通知します。

記

〔変更内容〕

上記の変更内容について差戻し、再考を依頼します。

〔理由〕

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定通知を受けた令和 年度浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金実績について、浜松市補助金交付規則第13条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費の額 円

2 補助金の交付決定額及び精算額

(1) 交付決定額 円

(2) 精算額 円

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業報告書(別紙-1)

(2) 収支決算書(別紙-2)

(3) 国庫補助金交付要綱に基づき国に提出した実績報告書の写し

(4) 補助対象とする自動車検査証の写し

(5) その他必要と認める書類

第8号様式(第13条関係)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け浜都交 第 号により補助金交付確定通知のあった令和 年度浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金について、浜松市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費補助金要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

【支払先】

- 座名義
- 金融機関名
- 座種別
- 座番号